

田辺市暮らしの便利帳協働発行業務プロポーザル実施  
要領

令和8年4月

田辺市 企画部 企画広報課

## 1. 趣旨

この実施要領は、田辺市暮らしの便利帳の企画検討、デザイン制作、原稿作成、印刷製本等、納品まで一連の業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、最も適切な創造力、技術力及び実績等を有する協働発行业務者（以下「事業者」という。）を特定することを目的とし、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

田辺市暮らしの便利帳（令和9年度発行分）協働発行业務

### (2) 業務内容

「田辺市暮らしの便利帳協働発行业務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、協定を締結する時点において、事業者の提案内容により一部を変更する可能性がある。

### (3) 発行時期

令和9年4月（予定）

## 3. 担当窓口

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所 企画部 企画広報課 広聴広報係 担当：古久保、玉置

電話：0739-26-9963

メール：kikaku@city.tanabe.lg.jp

## 4. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、令和8年4月1日（水）現在、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録があること。又は令和8・9年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録をしていない者については、参加表明届の提出と合わせて次の書類を提出すること。加えて、事業者となった者は、本年8月に実施する令和8・9年度物品入札参加者等登録申請手続を行うこと。

- ・ 参加確認申請書（様式1）
- ・ 納税証明書（田辺市税完納証明書）※

【市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する者のみ】

備考欄に「ただし、徴収猶予中のものを除く」旨の文言があるものも可とする。

- ・ 納税証明書（国税、その3の3、本社のもの、税務署で発行）※
- ・ 印鑑証明書※
- ・ 登記簿謄本（法人の場合）※
- ・ 身分証明書－本籍地の市町村役場で発行（個人の場合）※

※申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限り。写し可。

- (2) 過去5年間において、本事業と同等の協定実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から協定までの間に、田辺市物品購入等協定に係る入札参加資格停止等措置要領による資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

## 5. 実施スケジュール

項目	日程
1.プロポーザル方式の公告	令和8年4月1日(水)
2.質問書の受付期限	令和8年4月8日(水)
3.質問書に対する回答期限	令和8年4月13日(月)
4.参加申込書提出期限	令和8年4月16日(木)
5.参加資格確認通知	令和8年4月21日(火)
6.企画提案書提出期限	令和8年4月30日(木)
7.二次審査(プレゼンテーション)	令和8年5月13日(水)
8.最終選考結果通知・公表	令和8年5月14日(木)
9.協定締結・業務開始	令和8年6月1日(月) 予定

## 6. 質問

質問がある場合は、「【様式3】質問書」を提出すること。内容は、提案書等の作成に関するものに限り、評価等に影響を及ぼす恐れがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)は、一切受け付けない。

### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年4月8日(水) 午後4時
- イ 提出方法 メールで送付すること ※送信後、電話による受信確認を行うこと

### (2) 質問書の回答

- ア 回答期限 令和8年4月13日(月) 午後4時
- イ 回答方法 田辺市公式ホームページ (<https://www.city.tanabe.lg.jp>) でまとめて公表し、個別には回答しない。

## 7. 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- ・ 【様式1】参加申込書
- ・ 【様式2】会社概要書

### (2) 提出方法

メールで送付すること ※送信後、電話による受信確認を行うこと

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 4 時必着

(4) 参加資格確認通知

令和 8 年 4 月 21 日（火）までに、参加申込書に記載の連絡先にメールで通知する。

(5) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を企画広報課へ事前に電話連絡のうえ提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

## 8. 企画提案書などの提出

(1) 提出書類

- ・ 企画提案書（任意様式） ※1社1案 6部
- ・ 企画提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1枚

(8) 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 4 時必着

(9) 提出方法

持参又は郵送（未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法）

(10) 企画提案書の作成

「【別紙 2】 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

## 9. 優先交渉権者などの選定方法

「【別紙 3】 審査実施要領」に沿って、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。

- ・ 実績点 10点
- ・ プレゼンテーション 90点

(1) 優先交渉権者の決定

最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合及び最高評価点獲得者が2社以上ある場合の優先交渉権者の選定は、「【別紙 3】 審査実施要領」に沿って行う。

(11) 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

最終審査の結果は、参加者全員にその結果をメールで通知するとともに、優先交渉権者名を、下記項目において速やかに田辺市公式ホームページに公表する。

**【公表事項】**

- ・業務名、業務概要、履行期間
- ・優先交渉権者の名称、所在地、評価点

## 10. 協定書の締結

### (1) 協定書の締結

- ア 優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる協定を締結する。
- イ 本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。
- ウ 企画提案書に記載された事項は、仕様書と合わせて、協定時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と企画提案者との協議により、項目の追加、変更若しくは削除を行うことができるものとする。

### (12) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が協定を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該協定について交渉を行う。

## 11. 応募書類の取扱

- (1) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式手続における事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号）に基づき取り扱うこととする。
- (13) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製を行うことがある。
- (14) 提出された応募書類は返却しない。
- (15) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が事業者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
- (16) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 12. 参加手続きの無効

(1) 参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続きを無効（選定対象から除外）とする。

- ア 審査委員会委員及び評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 協定相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合（軽微なものを除く。）
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- カ 上記各号のほか、市の協定相手としてふさわしくない行為（工事等資格停止措置要領又は物品等資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合
- キ その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合

(17) 前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、市長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル方式等の参加の制限、損害賠償請求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。なお、協定後にプロポーザル方式期間中において前号に掲げる行為が発覚した場合の取扱も同様とし、悪質な場合は、協定解除及び損害賠償請求等もあり得るものとする。